

○環境省告示第 号

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省通商産業省令第一号）第十六条の五第二号の規定に基づき

、設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者を次のように定め、令和五年十月一日から適用する。

令和二年 月 日

環境大臣 小泉進次郎

設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者

大気汚染防止法施行規則第十六条の五第二号に規定する設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者は、次の各号に掲げる調査対象物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 建築物（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成三十年^{厚生労働省}国土交通省告示第一号。次号に^{環境省}において「登録規程」という。）

第二条第四項に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部（次号において「一戸建て住宅等」という。）を除く。） 同条第二項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第三項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

二 一戸建て住宅等 前号に掲げる者又は登録規程第二条第四項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

○環境省告示第 号

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省通商産業省令第一号）第十六条の十一第一項第三号の規定

に基づき、特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物を次のように定め、令和四年四月一日から適用する。

令和二年 月 日

環境大臣 小泉進次郎

特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物

大気汚染防止法施行規則第十六条の十一第一項第三号に規定する特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 反応槽
- 二 加熱炉
- 三 ボイラー及び圧力容器
- 四 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）
- 五 焼却設備
- 六 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）
- 七 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）
- 八 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）
- 九 変電設備

- 十 配電設備
- 十一 送電設備（ケーブルを含む。）
- 十二 トンネルの天井板
- 十三 プラットホームの上家
- 十四 遮音壁
- 十五 軽量盛土保護パネル
- 十六 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

○環境省告示第 号

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省通商産業省令第一号）別表第七の四の項下欄ハの規定に基

づき、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定める石綿含有成形板等を次のように定め、令和三年四月一日から適用する。

令和二年 月 日

環境大臣 小泉進次郎

特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定める石綿含有成形板等

大気汚染防止法施行規則別表第七の四の項下欄ハに規定する特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定める石綿含有成形板等は、石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種とする。